

軽自動車税 身体障害者等に対する減免について

身体障害者・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のために使用する軽自動車等で、次の要件を満たす場合、納期限内の申請により軽自動車税が減免となります。

なお、減免は身体等に障害のある方お一人につき1台に限ります。ただし、自動車税の減免を受けている方は軽自動車税の減免は受けられません。

○減免要件

障害区分ごとの等級条件を満たし、次のいずれかの条件に該当する方。

- ・ **本人運転** 身体障害者及び戦傷病者が所有する車で障害者本人が運転する軽自動車
- ・ **同居家族運転**
身体障害者等が所有する車又は障害者本人と住居及び生計を一にする者が所有し、1年を通じて通学等のために週3日以上、もしくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用する車で、障害者と生計を一にする方が運転する軽自動車
- ・ **常時介護者運転**
障害者のみの世帯又は身体障害者等と未成年者又は70歳以上の方のみで構成される世帯の方が所有し、1年を通じて通学等のために週3日以上、もしくは総使用日数（走行距離数）の50%以上使用する車で、身体障害者等を常時介護する方が運転する軽自動車

- ☆ 「通学等」とは、通学、通院、通勤、福祉施設への通所もしくは自営業をいいます。
- ☆ 「常時介護者」とは、障害者の通学等のために継続して日常的に運転する方をいいます。
- ☆ 「軽自動車等」とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車をいいます。
- ☆ 「軽自動車等の所有者」とは、軽自動車の登録上の所有者をいい、具体的には、軽自動車検証の所有者・使用者の欄又は標識交付証明書の納税義務者の欄に記載されている方をいいます。

※同居家族運転、常時介護者運転で免除を受ける場合は、福祉保健課で発行する**減免資格証明書**が必要となります。減免資格証明書の申請には医療機関や学校等による障害者のために軽自動車を使用していることの証明書を添付していただきます。発行について、詳しくは福祉保健課（TEL 0556-45-2363）までお問い合わせください。

○必要なもの

- ・所持している手帳 ・軽自動車税減免申請書 ・軽自動車車検証 ・運転免許書のコピー
- ・軽自動車税の納税通知書（同封のもの） ・家族や介護者が運転する場合は減免資格証明書
- ・印鑑 ・個人番号のわかるもの（マイナンバーカード、番号通知カード等）

○受付期間 納税通知書発送後～納期の7日前まで

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分

○受付窓口 早川町役場 町民課 税務保険担当

※期限までに申請されなかった方、4月2日以降に軽自動車等を取得された方、4月2日以降に障害の程度が該当となった方は、翌年の賦課期日に減免の対象となっていれば、翌年度に減免申請を行ってください。

※軽自動車の使用実態等を確認する必要があると認められる場合には、申請後調査を行い、調査終了後に減免の承認、不承認の決定を行うことがあります。

・身体障害者等の減免の対象となる障害の範囲

障害の区分		本人運転	同居家族運転・常時介護者運転	
身体障害者手帳所有者 (赤色)	視覚障害	1級～4級		
	聴覚障害	2級・3級		
	平均機能障害	3級		
	音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る)	対象外	
	上肢不自由	1級・2級		
	下肢不自由	1級～6級※	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢障害	1級・2級	
		上肢障害	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障害	1級・3級		
	腎臓機能障害	1級・3級		
	呼吸器機能障害	1級・3級		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級		
	小腸の機能障害	1級・3級		
	免疫機能障害	1級・3級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		
肝臓機能障害	1級～3級			
戦傷病者手帳所持者(黒色)	身体障害者手帳の交付を受けている方に準じて減免の対象となる範囲が定められています。詳しくはお問合せください。			
療育手帳所持者(紺色)	対象外	障害の程度A		
精神障害者保健福祉手帳所持者(緑色)	対象外	1級		

※下肢不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とし、本人運転に限り減免の対象となります。